

## 公募型プロポーザル手続開始のお知らせ

次のとおり提案書の提出を求めます。

平成25年9月10日

世田谷区

### 1. 業務の概要

#### (1) 件名

京王線沿線交通計画検討委託

#### (2) 目的

京王線連続立体交差事業に伴い、新たに鉄道に沿って側道等が整備される。側道等の整備は、連続立体交差事業の進捗と関連することから、早期整備が見込まれる。したがって、側道等の設計・整備を円滑に進めるため、世田谷区が実施した側道に関する過年度調査を踏まえ、将来管理者として沿線の交通処理計画の調査、検討をおこなう。

#### (3) 業務内容

過年度成果の整理及び検証（現況交通量調査実施済み）

・交通処理計画の検討にあたり、過年度成果の整理・検証をおこなう

設計基本条件の設定

・交通処理計画の検討に必要な基本的条件の設定をおこなう

交通処理計画の検討

・対象路線の交通処理計画の検討をおこなう

暫定整備時の交通処理計画の検討（南側側道整備時）を含む

関係機関協議資料の作成及び協議

#### (4) 履行期間

平成25年10月下旬（予定）～平成26年3月21日（金）まで

#### (5) 対象路線

都市高速鉄道第10号線附属街路第3号線～17号線

都市高速鉄道第10号線に伴う付替道路等

別紙概要図参照

### 2. 参加資格

次に掲げる条件を全て満たすこと。

(1) 世田谷区の競争入札参加資格を有し、営業種目「都市計画・交通関係調査業務」に登録があること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。

- ( 3 ) 世田谷区から入札参加禁止又は指名停止の措置を受けている期間中でないこと。
- ( 4 ) 都道府県民税・市町村民税に滞納がないこと。
- ( 5 ) 予定技術者が平成 2 0 年度以降で、官公庁において連続立体交差事業に伴い整備される側道の交通処理計画の検討及び交通管理者協議に関する業務をおこなった契約の実績を有すること。
- ( 6 ) 東京電子自治体共同運営における格付けにおいて営業種目「都市計画・交通関係調査業務」B 以上を有していること。
- ( 7 ) 技術士：総合技術管理部門（建設部門関連科目）の資格を有するものを、業務責任者として専任で配置できること。

### 3 . 提案書の提出者を選定するための基準

本件では提案書の提出者を 3 者以内とする。このため、参加要件を満たす参加表明者が 4 者以上となった場合、参加表明書及び関連資料を評価し、提案書の提出者を選定する。

### 4 . 提案書を特定するための評価項目

- ( 1 ) 業務実施体制
- ( 2 ) 業務実績
- ( 3 ) 業務実施方針・工程管理
- ( 4 ) 提案内容の的確性・実現性
- ( 5 ) 参考見積書の妥当性
- ( 6 ) ヒアリングでの説明内容の明確性

### 5 . 手続き等

#### ( 1 ) 担当部課

交通政策担当部 鉄道立体・街づくり調整担当課 担当 北川、尾池

〒154-8504 世田谷区世田谷 4 - 2 1 - 2 7

電話 0 3 - 5 4 3 2 - 2 5 4 5

#### ( 2 ) 説明書の交付期間、場所及び方法

期 間：平成 2 5 年 9 月 1 0 日（火）～平成 2 5 年 9 月 2 0 日（金）まで  
土・日・祝日を除く、9 時から 1 7 時まで

場 所：上記（ 1 ）のとおり

方 法：希望者に無償配布する。

#### ( 3 ) 参加表明書の提出期限並びに提出場所及び方法

提出期限：9 月 2 0 日（金）1 7 時必着

提出場所：上記（ 1 ）のとおり

提出方法：持参又は郵送（書留郵便に限る）

- (4) 提案書の提出期限並びに提出場所及び方法  
期 限： 10月11日（金）17時必着  
場 所：上記（1）のとおり  
方 法：持参のみ

## 6. その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。  
(2) 契約保証金 免除  
(3) 契約書作成の要否 要  
(4) 当該業務に直接関連する他の委託契約を当該業務の委託契約の相手先との随意契約により締結する予定の有無 有

### 【平成26年度】

#### 京王線沿線交通計画検討委託 その2

- ・平成26年度の随意契約による委託は、当該業務にかかる予算が成立し、予算配当がなされることを条件とし、予算配当がなされなかった場合は延期または中止とする。
- ・側道の基本設計業務に必要な交通管理者協議が完了した場合等は随意契約による委託を延期又は中止とする。
- ・受託者の過失により粗雑履行や事故が発生した場合を除き、随意契約により、引き続き業務を委託することを予定する。関連情報を入手するための照会窓口 5（1）に同じ

- (5) 区は、この案件に参加を希望した者及び提案書を提出した者の商号・名称並びに提案書を特定した理由を公表することができるものとする。  
(6) 詳細は説明書による。

